

県外から牛を導入した際は、ヨーネ病検査を受けましょう

岐阜県では、「岐阜県牛ヨーネ病防疫対策要領第4の1」に基づき、搾乳または繁殖の用に供する牛を県外から導入した際のヨーネ病検査を実施し、県内への侵入とまん延防止に努めています。

県内の牛を守るための対策となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

ヨーネ病とは

牛に頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病です。感染牛の糞便から経口感染し、数ヶ月～数年後に発症します。

発症前であっても菌を排出しているため、感染が拡大しやすい病気で、家畜伝染病（法定伝染病）に指定されています。

1 県外から導入する前には

出荷農場（導入元）のヨーネ病発生状況を確認しましょう。

2 県外から導入したら

直ちにヨーネ病検査を受けましょう。

陰性が確認されるまでは、空牛房を利用する等、他の飼養牛と接触させないように隔離飼育しましょう。

3 ヨーネ病と診断された場合には

患畜となった牛は、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分します。

患畜に対しては、国から手当金が支払われます。

患畜摘発後は、定期的に同居牛の検査を行い、清浄性を確認します。

検査依頼方法

随時、検査を実施しますので、家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。

（導入予定日、頭数、導入元都道府県等）

検査には、手数料（750円/頭）がかかります。

また、速やかに「牛の導入届出書」を提出してください。

ご不明な点は、お問い合わせください。

中濃家畜保健衛生所 美濃加茂市古井町下古井2610-1

TEL:0574-25-3111 FAX:0574-27-3092